

## 学校法人阪南大学行動計画

学園で働く教職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての教職員がその能力を十分に発揮できる働きやすい環境を作るため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間： 平成 28 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日

2. 目 標： 妊娠出産後の職場復帰を 100%とする。

3. 取り組み内容と実施時期

①妊娠出産後の職場復帰を促す為の環境作りを検討・実施する。

平成 28 年 4 月～ 妊娠出産後職場復帰した職員からのヒアリングを実施する。

平成 30 年 4 月～ ヒアリング結果を基に学内での環境作りを検討する。

平成 32 年 4 月～ 検討結果を基に環境作りを実施する。

以 上